

総行行第92号
令和3年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

） 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について（通知）

地方公共団体の歳入に係る納入義務者が当該歳入を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき同項に規定する指定代理納付者により納付させることができることとする仕組み（以下「指定代理納付者制度」という。）の見直しを内容に含む地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号。以下「改正令」という。）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号。以下「改正則」という。）は、令和3年3月31日に公布されました。

この見直しは、改正法第6条の規定による地方自治法の改正、改正令第4条の規定による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正及び改正則第4条の規定による地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の改正により行うものであり、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、改正法による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み（以下「指定納付受託者制度」という。）を導入しようとするものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をお願いします。

記

第一 指定納付受託者に対する納付の委託の条件に関する事項

1 納付の通知に係る書面に基づく納付

地方公共団体の歳入（歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、歳入等の納付の通知に係る書面であってバーコードの記載があるものを提示することにより、指定納付受託者に納付を委託することができることとされたこと。（新法第231条の2の2第1号、改正則による改正後の地方自治法施行規則（以下「新則」という。）第12条の2の4第1項関係）

2 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知に基づく納付

歳入等を納付しようとする者は、歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項及び次のいずれかの事項を、電子情報処理組織を使用して指定納付受託者に通知することにより、指定納付受託者に納付を委託することができることとされたこと。

- ① クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項
- ② 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法による決済に関し必要な事項

（新法第231条の2の2第2号、新則第12条の2の4第2項関係）

3 特記事項

上記1はコンビニエンスストア等における納付を、上記2①はクレジットカード決済による納付を、上記2②はスマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付を、それぞれ主に想定したものであること。

第二 指定納付受託者の指定に関する事項

1 指定納付受託者の要件

歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として、次のいずれにも該当する者は、地方公共団体の長による指定を受けることにより、指定納付受託者として、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができることとされたこと。

- ① 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- ② その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

（新法第231条の2の3第1項、改正令による改正後の地方自治法施行令（以下「新令」という。）第157条の2関係）

2 指定納付受託者の指定の手続

指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を地方公共団体の長に提出しなければならず、当該申出書の提出を受けた地方公共団体の長は、その申出につき指定をしたとき

はその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとされたこと。(新則第12条の2の5関係)

また、地方公共団体の長は、指定納付受託者の指定をしたときは、当該指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地及び当該指定をした日を告示しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の3第2項、新則第12条の2の6関係)

3 指定納付受託者の名称等の変更の手續

指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該地方公共団体の長に提出しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の3第3項、新則第12条の2の7関係)

また、地方公共団体の長は、当該届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の3第4項関係)

4 特記事項

(1) 指定納付受託者の要件の具体的な考え方

上記1①の「納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものであること。

- ・ 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
- ・ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

一方、上記1②の「その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」とは、概ね次のような要件を満たすことが求められるものと考えられるものであること。

- ・ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
- ・ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(2) 複数の主体が納付事務に関わる場合の考え方

指定納付受託者は、新法第231条の2の3第1項に規定されるように「歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行う」者であることから、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において歳入等を納付しようとする者から納付の委託を直接受けることとなる者を指定納付受託者として指定すべきこと。

したがって、例えば、クレジットカード決済において、クレジットカードを発行し、クレジットカード利用者から利用料を請求する者(以下「イシュア」という。)と、クレジットカード利用者からの通知を受けて加盟店に対する支払を行う者(以下「アクワイアラ」という。)が決済手続に携わることとなる場合には、アクワイアラを指定納付受託者として指定すべきこと。

第三 納付事務の委託に関する事項

1 納付事務の委託及びその要件

歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として次のいずれにも該当する者に委託することができることとされたこと。

- ① 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- ② その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(新法第231条の2の4、新令第157条の2関係)

2 特記事項

(1) 納付事務の委託を受けることができる者の要件の具体的な考え方

上記1①及び②の納付事務の委託を受けることができる者の要件の具体的な考え方は、上記第二4(1)と同様であること。

(2) 複数の主体が納付事務に関わる場合の考え方

複数の主体が納付事務に関わる場合においては、指定納付受託者以外の者は、上記1の納付事務の委託を受けた者として当該納付事務に関わることとなるものであること。

したがって、例えば、クレジットカード決済において、イシューとアクワイアラが決済手続に携わることとなる場合には、イシューは、指定納付受託者であるアクワイアラから納付事務の委託を受けた者として当該納付事務に関わることとなるものであること。

第四 指定納付受託者による歳入等の納付に関する事項

1 指定納付受託者の納付義務

指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の5第1項関係)

2 指定納付受託者による報告

指定納付受託者は、歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、遅滞なく、その旨及び次の事項を地方公共団体の長に報告しなければならないこととされたこと。

- ① 当該報告の対象となった期間並びに当該期間において歳入等を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年月日
- ② 上記①の期間において受けた委託に係る次の事項
 - ・ 歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項
 - ・ 歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた年月日

(新法第231条の2の5第2項、新則第12条の2の8関係)

3 指定納付受託者による納付の効果

指定納付受託者が、地方公共団体が指定する日までに納付の委託を受けた歳入等を納付し

たときは、当該委託を受けた日に遡って、当該歳入等の納付がされたものとみなすこととされたこと。(新法第231条の2の5第3項関係)

第五 指定納付受託者の帳簿保存等の義務に関する事項

1 指定納付受託者の帳簿保存の義務

指定納付受託者は、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の6第1項関係)

2 指定納付受託者に対する報告徴収

地方公共団体の長は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定納付受託者に対し、報告をさせることができること。(法第231条の2の6第2項関係)

この場合において、地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとされたこと。(新則第12条の2の9関係)

3 指定納付受託者に対する立入検査

地方公共団体の長は、指定納付受託者制度の適正な運用のため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類等その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとされたこと。(新法第231条の2の6第3項関係)

この場合において、当該立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならないこととされたこと。(新法第231条の2の6第4項関係)

なお、当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。(新法第231条の2の6第5項関係)

第六 指定納付受託者の指定の取消しに関する事項

1 指定納付受託者の指定の取消し及びその要件

地方公共団体の長は、指定納付受託者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができることとされたこと。

- ① 上記第二1の指定納付受託者の要件に該当しなくなったとき。
- ② 上記第四2又は第五2の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ③ 上記第五1の帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- ④ 上記第五3の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(新法第231条の2の7第1項関係)

2 指定納付受託者の指定の取消しの手続

地方公共団体の長は、指定納付受託者の指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならないとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとされたこと。(新法第231条の2の7第2項、新則第12条の2の10関係)

第七 指定納付受託者からの徴収等に関する事項

1 指定納付受託者からの徴収

地方公共団体の長は、指定納付受託者が歳入等(新法第231条の3第3項に規定する分担金等に限る。以下この1及び2において同じ。)を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しないときは、地方税に係る地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例により、指定納付受託者から当該歳入等に係る徴収金を徴収するものとされたこと。(新法第231条の4第1項において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の4第1項関係)

また、地方公共団体の長は、指定納付受託者が納付すべき歳入等に係る徴収金の徴収については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該指定納付受託者に対して納付を委託した者から徴収することができないこととされたこと。(新法第231条の4第1項において準用する地方税法第13条の4第2項関係)

なお、この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされたこと。(新法第231条の4第1項関係)

2 指定納付受託者に係る徴収の処分についての審査請求等

指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しないときにおける徴収の処分についての審査請求については、法第231条の3第5項から第10項までに定める手続等と同様に取り扱うものとされたこと。(新法第231条の4第2項から第7項まで関係)

3 特記事項

指定納付受託者が分担金等以外の歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しない場合においては、新法の規定により当該指定納付受託者から徴収金の徴収を行うことはできないが、地方公共団体が当該指定納付受託者と締結する契約等において特別の定めをすることにより、このような場合においても、当該指定納付受託者に当該歳入等及び延滞金を負担させることが考えられること。

第八 施行期日

改正法第6条の規定による地方自治法改正その他関連改正の施行期日は、原則として令和4年1月4日とされたこと。(改正法附則第1条関係)

第九 経過措置に関する事項

1 指定納付受託者の指定の準備行為

地方公共団体の長は、令和3年4月1日から施行の日（令和4年1月4日）までの間においても、新法第231条の2の3第1項の規定の例により、指定納付受託者の指定をすることができ、その指定を受けた指定納付受託者は、令和4年1月4日において、同項の規定による指定を受けたものとみなすこととされたこと。（改正法附則第19条第1項関係）

2 指定代理納付者制度に関する経過措置

令和4年1月4日において現に改正法による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第231条の2第6項の規定による指定を受けている指定代理納付者に対する同項及び同条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることとされたこと。（改正法附則第19条第2項関係）

3 指定代理納付者から指定納付受託者への転換

上記2によりなお従前の例によることとされた指定代理納付者が令和4年1月4日から令和5年3月31日までの間に指定納付受託者としての指定を受けたときは、当該指定代理納付者に係る指定は、その効力を失うこととされたこと。（改正法附則第19条第3項関係）

4 指定代理納付者による納付の効果に関する経過措置

指定納付受託者としての指定を受けたことにより指定代理納付者に係る指定が効力を失った日の前日までに旧法第231条の2第6項の承認があった場合において、当該指定代理納付者であった者が当該効力を失った日から地方公共団体が指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したときは、当該承認があった時に遡って、当該歳入の納付がされたものとみなすこととされたこと。（改正法附則第19条第4項関係）

また、令和5年3月31日までに旧法第231条の2第6項の承認があった場合において、当該承認に係る指定代理納付者であった者が令和5年4月1日から地方公共団体が指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したときは、当該承認があった時に遡って、当該歳入の納付がされたものとみなすこととされたこと。（改正法附則第19条第5項関係）

第十 その他留意事項

1 指定代理納付者制度から指定納付受託者制度への早期の移行の促進

指定代理納付者制度はクレジットカード決済による納付を前提としたものであり、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付を明確に予定したものではないことや、指定代理納付者からの徴収金の徴収に関する仕組みがないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

2 私人委託制度から指定納付受託者制度への早期の移行の促進

令第158条、第158条の2等、地方自治法第243条の「法律又はこれに基づく政令の特別の定め」に基づいて公金の収納等の権限を私人に委任する仕組み（以下「私人委託制度」という。）は、地方公共団体に代位して収納等を行うという制度の性質上、地方公共団

体の収納の方法に準じなければならず、現金による収納を原則としていることから、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付やポイントによる支払等を制度上予定したものではないこと等を踏まえ、可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

3 指定納付受託者と締結する契約等に関する留意事項

地方公共団体と指定納付受託者との間では、納付事務の取扱いに関する契約等を締結する必要があり、その内容として、主に次の事項等を定めることが考えられること。

(1) 取り扱うことができる歳入等の種類に関する事項

指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類については、地方公共団体が住民のニーズ等を踏まえて決定することが適当であり、制度上その範囲を限定していないことから、指定納付受託者と締結する契約等においてその対象を具体的に定めるとともに、これを広く住民に周知することが適当であること。

(2) 地方公共団体が指定する日に関する事項

上記第四1の「地方公共団体が指定する日」については、歳入等に係る納期限、指定納付受託者の事務処理に要する日数等を踏まえて適切に設定するとともに、指定納付受託者と締結する契約等においてあらかじめ定めておくことが適当であること。

(3) 指定納付受託者から地方公共団体に対する納付に関する事項

指定金融機関への口座振替の方法により納付する等、指定納付受託者が納付の委託を受けた歳入等を地方公共団体に対してどのように納付すべきかについては、指定納付受託者と締結する契約等においてあらかじめ定めておくことが適当であること。

(4) 手数料等に関する事項

指定納付受託者が行う納付事務に要する費用に充てるための手数料等の取扱いについては、地方公共団体と住民のいずれが当該手数料等を負担するかを含め、それぞれの地方公共団体において、指定納付受託者制度の活用の効果と経費を比較検討する等の上、適切に決定し、指定納付受託者と締結する契約等において定めることが適当であること。

具体的には、指定納付受託者が取り扱うこととなる歳入等の件数、事務量、地方公共団体における収納事務の効率化の効果、住民が享受することとなる利便性、口座振替や私人委託制度等の他の方法による場合における手数料等の取扱い等を踏まえ検討することが適当であること。

(5) 分担金等以外の歳入等の納付の延滞に関する事項

上記第七3のとおり、地方公共団体が指定納付受託者と締結する契約等において、当該指定納付受託者が分担金等以外の歳入等を地方公共団体が指定する日までに納付しない場合においても、当該指定納付受託者に当該歳入等及び延滞金を負担させることをあらかじめ定めておくことが考えられること。

(6) 個人情報の保護に関する事項

地方公共団体が指定納付受託者を指定するに当たっては、歳入等の納付を委託した者に

係る個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた適切な措置が講じられるよう、指定納付受託者と締結する契約等において、秘密の保持、個人情報の漏えい防止措置、個人情報の目的外利用の制限等、個人情報の保護のために必要な措置について具体的に定めることが適当であること。

4 歳入等の納付の委託を受けた場合の受領証等の交付

指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該指定納付受託者がその者に対して受領証等を交付することができることとすること等について、地方自治法施行規則において規定することを検討しているところであり、当該検討の結果については、別途周知することを予定していること。